

本県が直面する諸課題への対応、とりわけ物価高騰の影響等により厳しい経営状況にある病院事業会計や老朽化が進む県有施設等に対応するとともに、今後想定される大規模事業の実施を含む未来志向の県づくりの推進に資する施策の展開、産業振興など県民所得の向上や県内経済の成長につながる好循環を生み出す施策の推進を通して県税収入の増加につなげ、持続可能な財政運営を図る

1 総括的事項

- (1) 財政健全化と持続可能な財政運営の確保に向け、歳入の確保・歳出の見直しを推進
- (2) 県民の声を的確に把握し、事業展開に反映
- (3) 市町村との連携の更なる推進、近隣県や民間等との連携について検討
- (4) 部局横断的な行政課題について関係部局及び総合支庁との十分な協議を実施

2 要求の方法・視点

歳入予算

- (1) 新たな自主財源の確保 …… ふるさと納税の拡大など、あらゆる方向から検討
- (2) 国庫支出金の活用 …… 国庫支出金制度がある場合は、その活用が必須
- (3) 受益者負担の適正化 …… 様々な角度から受益者の適正な負担について検討
- (4) 適正額の見積もり …… 年間収入額の適正な見積もり

歳出予算

既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを通じた事務事業の重点化を徹底
(事務事業の見直し・改善の歳出削減目標：前年度30億円 ⇒ 今年度50億円)

(1) 歳出の見直し

- ① 全ての事業で必要性や効果を検証し、市町村や関係団体等との役割分担を含め、事業内容、規模を見直し
- ② 部局長マネジメントの下、事務事業の見直し・改善を徹底し、事業の重点化（選択と集中）を推進

(2) 政策予算

- ① 事務事業見直し・改善の歳出削減目標(50億円)の達成に向けて、一律のマイナスシーリングは行わないものの、引き続き職員の自由な発想を促進しつつ、部局ごとに削減目標額を設定する

② 「施策展開特別枠」の設定

「令和8年度県政運営の基本的考え方」に基づく、「重点化の方向性」に掲げる

- 1 県民のウェルビーイングの向上に向けた取組みの推進
- 2 県内経済の持続的な成長に向けた取組みの推進
- 3 安全・安心な地域づくりに向けた取組みの推進

に取り組むための特別枠を設定し所要額を要求

③ 「働き方改革推進枠」の設定

民間活力の活用やDXの推進など働き方改革に取り組むための特別枠を設定し、見直しによる効果額の範囲内で要求

- ④ 人件費、公債費、税等交付金、社会保障関係経費 …… 所要額を要求
- ⑤ 上記以外…原則、現計予算(一般財源ベース)から削減目標額を差し引いた範囲で要求
※経費の性質上、この範囲内での要求が困難な経費については、厳正な精査の上で、所要額を要求

3 予算編成の透明性の確保

12月上旬に、各部局の予算要求概要を公表

各 部 (局) 長
殿
各 総 合 支 庁 長

総 務 部 長

令和8年度予算の編成について（依命通知）

国内経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの緩やかに回復している状況にある。県内経済においては、個人消費は一部に弱さがあるものの底堅い動きであり、鉱工業生産は緩やかに持ち直している一方、雇用情勢は持ち直しの動きに足踏みがみられるなど、総じてみれば緩やかに持ち直しているものの、弱含みの動きが続いている。また、エネルギー・食料品価格等の物価上昇は、依然として高い水準で推移しており、これらの動向が本県の経済に与える影響に十分留意していく必要がある。

このような社会経済情勢の下で、令和7年度の財政運営は、県税収入と地方交付税は増額となるものの、社会保障関係経費や公債費は引き続き高い水準で推移することに加え、増大する行政需要への対応等により、当初予算においては多額の財源不足が生じ、調整基金の多額の取崩しを余儀なくされたところである。この結果、年度末の調整基金残高は158億円の見込みとなり、県財政は厳しい状況にある。

令和8年度の財政運営を取り巻く環境については、少子高齢化を伴う人口減少の加速や、行政を含めあらゆる分野における人手不足の深刻化、物価高騰の長期化、賃上げの動きの拡大等が個人消費や企業の動向に作用し、県税収入へ影響を及ぼすことが懸念される。また、近年、頻発・激甚化する自然災害への対応に加え、米国の通商政策等による影響や、金融政策の転換に伴う金利の実勢、政府における予算編成の動向、とりわけ、地方財政対策の内容如何によっては、更に厳しい状況になることが想定される。行政課題が多様化・複雑化する中、限りある行政資源のもと、より実効性の高い取組みを展開していくためには、課題を明確化し、政策横断的な対応も意識しながら、予算配分の重点化などメリハリをつけた対応を行っていかねばならない。

こうした中で、「第4次山形県総合発展計画」の基本目標である「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向け、「令和8年度県政運営の基本的考え方」に基づき、「県民のウェルビーイングの向上に向けた取組みの推進」「県内経済の持続的な成長に向けた取組みの推進」「安全・安心な地域づくりに向けた取組みの推進」の3つの重点化の方向性を重視していく必要がある。

また、将来に向けたこれらの施策を展開するためには、行財政改革に向けた取組みを着実に推進し、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、持続可能な財政

運営を確保しなければならない。具体的には、財政の中期展望（令和7年2月）に掲げる財源不足額への対応を確実に実行するため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化など、歳出の見直しを今まで以上に徹底するとともに、臨時財政対策債、補正予算債、災害復旧事業債及び国土強靱化関係事業債を除いた県債残高を減少させることにより、自由度の高い歳出構造へ転換していく必要がある。これにより、中長期的な財政の諸課題、とりわけ物価高騰の影響等により厳しい経営状況にある病院事業会計や老朽化が進む県有施設等への対応に加え、今後想定される大規模事業の実施を含む未来志向の県づくりの推進に資する施策の展開を図るとともに、産業振興など、県民所得の向上や県内経済の成長につながる好循環を生み出す施策を推進し、県税収入の増加につなげることで、持続可能な財政運営を図っていく。

については、こうした諸情勢を十分認識のうえ、下記事項に留意し、令和8年度の予算要求に当たるよう命により通知する。

記

第1 総括的事項

- (1) 財政健全化と持続可能な財政運営の確保に向け、歳入の確保及び歳出の見直しを着実に進めること。
- (2) 県民との対話など様々な手法を通じて、県民の声を的確に把握し、事業展開に反映すること。
- (3) 市町村との連携の更なる推進を図るとともに、近隣県や民間資金の活用も含めた民間等との連携について検討すること。なお、市町村との連携を前提とした事業を要求する場合は、市町村の予算編成日程に配慮し、早期の情報提供や意見交換を行うなど、事前調整を丁寧に実施することとし、具体的には、「県内市町村の令和8年度予算編成への配慮について」（令和7年10月10日付け市町村第597号みらい企画創造部長通知）を踏まえること。
- (4) 部局横断的な行政課題については、関係部局及び総合支庁においてあらかじめ十分に協議を行い、施策の効果的・効率的な実施について検討すること。

第2 歳入に関する事項

各種施策の財源である歳入の確保に向け、あらゆる取組みを推進していく必要があり、とりわけ、他自治体の先駆的な取組みについては、その導入に向けて検討の俎上に載せることとし、全ての部局において積極的に対応すること。

1 新たな自主財源の確保

県有財産の売却、県の広報媒体や庁舎施設等への企業広告の掲載、県有施設へのネーミングライツ（施設命名権）の設定の更なる拡大等県有財産の有効活用や、ふるさと納税・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等の寄附の促進など、自主財源の確保に向けた新たな取組みについて、他自治体の事例等も参考にするなど、

あらゆる方向から積極的に検討すること。

また、使途明示型ふるさと納税を活用した事業については、効果的な事業PRにより寄附金額の向上につなげること。

2 国庫支出金の活用

国庫支出金制度があるものについては、その活用を前提とすること。とりわけ、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）にあっては、幅広く県単独事業に充当が可能な国庫支出金であるため、積極的に充当を検討すること。また、関係府省における概算要求の状況、予算編成の動向等を見極め、的確に把握して見積もること。

なお、超過負担を伴うものについては、単価差、数量差等の実態を把握し、引き続き解消に向けた強い働きかけを行うこと。

また、制度の終了などに伴う県単独事業への振替は原則として行わないので留意すること。

3 受益者負担の適正化

- (1) 分担金及び負担金については、事業の性質及び受益の限度を総合的に勘案するとともに、類似の分担金、負担金と比較検討の上、適正額を見積もること。
- (2) 使用料及び手数料については、別途通知したところにより、単価改定を行うこと。改定に当たっては、昨今の資材・エネルギー価格の高騰や賃金上昇を踏まえた適切な水準への改定に意を用いるとともに、経費の節減合理化や利用者サービスの向上につながるよう配慮すること。また、受益者負担の導入について、改めて検討を行い、適正な負担を求めていくこと。

4 適正額の見積もり

- (1) 県税及び地方消費税清算金については、経済情勢の推移、政府の税制改正の動向等を見極め、年間収入額を適正に見積もること。
- (2) 地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金については、地方財政計画、国税及び地方税等の動向に留意して見積もること。

第3 歳出に関する事項

財政の中期展望に掲げた調整基金の取崩しの抑制、臨時財政対策債、補正予算債、災害復旧事業債及び国土強靱化関係事業債を除いた県債残高の減少並びに事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化の歳出削減目標（50億円）を達成するべく、事務事業の見直し・改善の結果や事業の優先度等を十分に踏まえ、事務事業についてゼロベースで見直しを行うものであること。

1 歳出の見直し

- (1) 全ての事業について、従来の手法にとらわれず、必要性や効果を検証し、事業内容、規模をゼロベースで見直すこと。その際、県と、政府・市町村・関係団体等とのあるべき役割分担についても検討することとし、必要があれば、政府の施

策等に対する提案や、市町村・関係団体等との調整を積極的に行い、応分の負担を求めること。

- (2) 各部局長及び総合支庁長は、部局長マネジメントを発揮して事務事業の見直し・改善を徹底して行い、事業の優先度に応じ限られた財源を配分するなど「選択と集中」による、事業の重点化を進めること。この場合、職員提案、部局ワーキングチームによる提案、「部局運営プログラム」の評価・検証等を十分に踏まえること。特に開始から一定期間が経過した事業等については、PDCAの観点から成果指標に基づく効果の測定及び評価を行い重点的に見直すこと。

なお、具体的には、「令和8年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について」（令和7年6月26日付け行企第45号、人第166号、財第58号総務部長通知）により取り組んでいる内容を前提として要求すること。

- (3) 持続可能な財政運営に向け、義務的性質の強い経費や経常的な経費等を除いた政策的な経費について、部局ごとの事業規模等に応じて設定した削減目標額を踏まえ、一層の事務事業の見直し・改善や行政経費の効率化を図ること。
- (4) 「組織改革の推進について」（令和7年10月10日付け人第334号副知事依命通知）を十分に踏まえ、将来にわたり必要な行政機能を維持できるよう、行政事務の業務量縮減や組織・業務の効率化を徹底して進めるなど、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体のものとして検討すること。

2 予算要求

各部局及び総合支庁においては、上記1により必要な見直し・改善を行った上で、以下に定める経費区分ごとの取扱いに基づき要求するものとする。

また、適切な価格転嫁の実現に向けて、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算により要求するものとする。

なお、要求に当たっては、前年度からの状況の変化に伴い、当然に減じるべき経費を減じた上で、なお必要な見直し・改善を行うこと。

(1) 経常経費

電気・水道料金や燃料費などをはじめとした物価の変動等を反映させるため、令和7年度現計予算（以下「現計予算」という。）に、経費の種類ごとに別途通知する増減率を乗じた金額の範囲内での要求ができるものとする。

(2) 政策経費

① 「施策展開特別枠」の設定

「令和8年度県政運営の基本的考え方」に基づき、「重点化の方向性」に掲げる、

- | |
|----------------------------|
| 1 県民のウェルビーイングの向上に向けた取組みの推進 |
| 2 県内経済の持続的な成長に向けた取組みの推進 |
| 3 安全・安心な地域づくりに向けた取組みの推進 |

に取り組む事業については、「施策展開特別枠」を設定し、別途通知するところにより所要額での要求ができるものとする。

なお、既存事業の単なる組替事業については下記④により要求すること。

② 「働き方改革推進枠」の設定

財源・人的資源に限られる中、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応するためには、生産性の向上が不可欠であるため、事務の軽減や時間外勤務の縮減、デジタル化による業務効率化、民間活力の活用及び働きやすい職場づくりといった働き方改革につながる取組みについては、別途通知するところにより、見直しによる効果額の範囲内での要求ができるものとする。

③ 人件費、公債費、税等交付金及び社会保障関係経費

所要額での要求ができるものとする。ただし、人件費については、「山形県行財政改革推進プラン2025」に掲げた定員管理の方針を的確に予算に反映すること。

④ 上記以外の経費

「令和8年度県政運営の基本的考え方」に沿った取組みとなるよう、見直し・改善を行った上で、部局全体の現計予算（一般財源ベース）から、別途通知する部局ごとの削減目標額を差し引いた範囲で要求ができるものとする。ただし、経費の性質上、この範囲内での要求が困難な経費については、別途通知するところにより所要額での要求ができるものとする。

なお、近年、所要額要求による予算の規模が拡大の一途をたどっている状況に鑑み、所要額要求によることの妥当性については、経費の性質を踏まえつつ、厳正に精査されるべきことに留意すること。

3 その他の留意事項

- (1) 新規事業を構築する場合は、目標達成年次等を勘案して必ず終期年度を設定すること。また、既存事業についても、目標達成年次等を勘案して改めて終期年度を設定するなど、従来設定したものについても再検証すること。
- (2) 定期監査や包括外部監査等の結果を踏まえて要求すること。
- (3) 地域の実情に沿った現場重視の事業展開を推進するため、引き続き総合支庁地域予算を措置することとするが、『総合支庁の見直し』について（平成28年3月）の内容を十分踏まえたものとする。なお、要求に際しては、総合支庁と各関係部局間で連携し、施策調整を図ること。
- (4) 第2次山形県県有財産総合管理基本方針及び「県有建物長寿命化指針」に基づく「山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）」「山形県立学校施設長寿命化計画」「山形県警察施設長寿命化計画」（令和2年6月）、「山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）」「山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎）」（令和3年3月）を踏まえ、県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減に向けた取組みを推進すること。
- (5) 公的固定資本への投資に当たっては、既存施設の有効活用を含め、透明性の確保されたプロセスにおいて議論を尽くし、必要性が十分に検証されたものに限定するものであること。その上で、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」の対象となる事業（総事業費が10億円以上等）については、最新の事例を踏まえた民間活力の導入（PPP／PFI手法等）を基本とすること。また、民間活力の導入に当たっては、今後の人口減少社会を見据えた後年度の財政負担の軽減を実現するとともに、事業効果が最大限発揮されるよう十分検討すること。

- (6) ITを活用した大規模なシステム開発経費については、「事務効率化推進委員会」の評価を踏まえた予算調整を実施すること。
- (7) 試験研究関連経費の要求については、産業労働部による外部評価を踏まえた予算調整を実施すること。
- (8) 県が出資を行っている公社等については、「公社等に関する指導指針」に基づく運営管理の適正化に向けた取組みを進めるとともに、公社等の経営については、自主的な経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行うこと。
- (9) 県単独補助・負担金については、必要性、効果等を評価し、全体として縮減を図ること。特に嵩上げについては、既に着工、実施しているものを除き、原則として廃止すること。
- (10) 国庫補助（負担）制度に基づく義務的な県補助（負担）金のうち、県の負担割合が任意のものについては、最小限のものとなるよう見直すこと。
- (11) 諸会負担金については、従前の取扱いにとらわれることなく、費用対効果を十分見極め、負担の必要性を検討すること。
- (12) 予算の内容は県議会への内示をもって公表されるものであることから、予算編成過程における情報については適正に管理するとともに、市町村や関係機関・団体等と連絡をとる場合であっても、決定事項と受け取られることのないよう留意すること。

第4 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計の予算編成に当たっては、一般会計の編成方針に準じること。

貸付事業を行う会計にあっては、適正な貸付枠を設定するとともに、過去の貸付金の償還金との差額については、一般会計に繰り入れること。

第5 予算編成の透明性の確保

予算編成過程の透明性を確保するため、別途通知するところにより、各部局及び総合支庁における予算要求概要の公表を実施するものであること。

第6 政府の予算編成への対応

- (1) 政府の施策や補正予算を含めた予算編成の動向を適時適切に情報収集すること。
- (2) 今後、政府の施策や予算編成の動向によって大きな変更を余儀なくされる場合には、この通知による取扱いを変更する可能性があること。